

京都市身体障害者リハビリテーションセンター事務分掌規則の一部を改正する規則
を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第155号

京都市身体障害者リハビリテーションセンター事務分掌規則の一部を改正
する規則

京都市身体障害者リハビリテーションセンター事務分掌規則の一部を次のように改
正する。

第1条中「、科及び係」を「及び科」に改め、「相談判定係」を削る。

「係 長

第2条第1項中 管 理 係 長 を削り、同条中第6項を第7項とし、第2項から
医 事 係 長」

第5項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、管理課に管理係長及び医事係長、相談課に相談判定
係長及び地域リハビリテーション推進係長を置く。

第3条第3項中「、係長（管理係長及び医事係長を除く。）」を削り、同条第6項中
「管理係長及び医事係長」を「係長」に改める。

第4条第2項中「（管理係長及び医事係長を含む。第6条において同じ。）」を削る。

第5条相談課の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号と
し、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 身体障害者手帳の交付に関すること。

第6条中「係の分掌する事務の概目並びに」を削り、「担当課長補佐」の右に「、係
長」を加える。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)